

中央の森参番街町内会規約

昭和 60 年 5 月 26 日施行

平成元年 1 月 22 日一部改定

平成元年 5 月 28 日一部改定

平成 2 年 5 月 27 日一部改定

平成 9 年 5 月 25 日一部改定

平成 10 年 5 月 24 日一部改定

平成 22 年 4 月 4 日一部改定

平成 26 年 4 月 6 日一部改正

2020 年 4 月 5 日一部改定

2021 年 4 月 4 日一部改定

2025 年 4 月 6 日一部改定

第 1 章 総則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、志木ニュータウン中央の森参番街町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、会員の共同生活を通じて、会員相互の親睦を深めるとともに福祉の増進を図り、地域社会の向上発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第 2 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、志木ニュータウン中央の森参番街管理組合との連携を図り、次の事業を行う。

- ①回覧物の回付及び掲示物の掲示。
- ②会員相互の親睦を図るための各種行事の開催。
- ③街区内の文化向上、美化、清掃、防災、防犯等に関すること。
- ④公共団体等との連絡、折衝を行うとともに要望の取りまとめを行う。
- ⑤コミュニティーの形成を推進するため、各種サークルの育成・援助を行う。
- ⑥志木ニュータウン全体としての親睦及び共通の諸問題の実現を図るため、志木ニュータウン町内会連合会との連携を深める。
- ⑦その他、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第 2 章 組織

(会員)

第 4 条 中央の森参番街に居住するものは、1 世帯を 1 会員としてすべて本会の会員となることが出来る。

本会への入会、退会は妨げないものとする。

(組織の拡充)

第5条 第2条および第3条に基づく事業の円滑な推進を図るため、子ども会、婦人会等の組織を設置することができる。

第3章 役員

(役員の種類)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会長

副会長

総務

会計

役員 (会長、副会長、総務、会計を含む) の人数は状況に応じてこれを変更できる。

監査 (総務が兼務)

ただし、必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員の職務)

第7条 本会役員の職務は次の通りとする。

①会長は、会を代表し、会務を統括する。

②副会長は、担当行事等の実行責任者を務める他、会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代行する。

③会計は、会の経理を行う。

④総務は、会長を補佐し、会務が円滑に推進するよう会務全般に亘り調整を図る。

⑤その他の役員は、委員として書記、庶務等それぞれの担当の任に当たる。

⑥監査は、本会の会計を監査する。

⑦会長、副会長及び役員の一部は、自主防災会役員を兼務するものとする。

(役員の選出)

第8条 ①会員の中から原則として公募する。応募者がいない場合は、順番制で候補者を選出するものとする。

②会長、副会長、総務、会計、委員および監査は、役員の中から互選し、総会で承認する。

③監査は、原則として総務が兼務する。

④会長、副会長、総務、会計の役員は、委員を兼務することができる。

(役員の任期)

第9条 本会役員の任期は、当該定例総会日から次年度定例総会日までとし、再任を妨げない。役員に欠員が生じ補欠選任が必要と認めた場合は、役員会で補充のための選任を行う。この場合、補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第4章 会の運営

(議決機関)

第10条 本会の議決機関は、総会および役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、会の最高議決機関であり、定例総会と臨時総会とする。

(1) 定例総会は、原則として4月に開催する。

(2) 臨時総会は、役員会で必要と認めた場合または会員の4分の1以上からの要求があった場合に開催されるものとする。

(総会の定足数)

第12条 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立するものとする。ただし、止むを得ないときは、委任状あるいは議決権行使書をもって出席に代えることができる。

(総会の決議)

第13条 総会は、次の事項を審議し、決議には会員の過半数の賛成を要する。

(1) 役員の選任

(2) 業務報告及び決算報告

(3) 活動計画及び予算

(4) 町内会規約の制定または改定

(5) その他、会の運営に必要な事項

(役員会)

第14条 役員は役員会を構成し、役員会は2分の1以上の出席で成立する。

2. 役員会の招集は、会長が必要と認めた場合又は役員の過半数が必要と認めた場合、会長がこれを行う。

3. 役員会は、総会に付議する事項を審議するとともに、総会で決議された事項を執行するものとする。

4. 役員会での議決は、出席役員の過半数の賛成を要する。

5. 管理組合と共同で、参番街の環境の維持、美化に関する委員会を構成する。

6. 管理組合と共同で自主防災会を構成する。

第5章 会計及び会費

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(会費)

第16条 本会運営に必要な経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

2. 会費は、年額2,400円とし、1年分を前納する。

3. 中途入会者は、入会月から3月までの月割り（月額200円）で納入する。

4. 会員でなくなった者については、既納分の会費は返還しないこととする。

第6章 雑則

(細則)

第17条 役員会は、この規約の施行に関し必要な事項を、細則に定めることができる。

附則

第1条 この規約に定めのない細部事項は、運用上、内規として役員会で決めることができる。

第2条 次期役員候補者は、定例総会の開催以前でも役員会に出席して、次期活動計画および予算案の審議に参画することができる。

第3条 この規約は、昭和60年5月26日より施行する。

平成元年1月22日一部改定

平成元年5月28日一部改定

平成2年5月27日一部改定

平成9年5月25日一部改定

平成10年5月24日一部改定

平成22年4月4日一部改定

平成26年4月6日一部改正

2020年4月5日一部改定

2021年4月4日一部改定

2025年4月6日一部改定